

平成 25 年度第 2 回岩手県動物愛護推進協議会会議録

日時：平成 26 年 1 月 17 日（金） 14 時 00 分～16 時 30 分

1 開会

岩井食の安全安心課長 ただ今から、平成 25 年度第 2 回岩手県動物愛護推進協議会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます。岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心課長の岩井と申します。本日はよろしく申し上げます。初めに、当課総括課長の小向よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

小向総括課長 県民くらしの安全課の総括課長をしております小向と申します。どうぞよろしく申し上げます。委員の皆様におかれましては、日頃から動物愛護管理の施策につきまして、御協力御尽力いただいておりますこと、感謝申し上げます。また、今回、当協議会につきましては、委員の改選ということでございましたが、新たに委員にご就任いただいた方、また、再びご就任いただいた方、様々ございますが、快くお引き受けいただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。

さて、動物愛護管理の施策の推進につきましては、県において、平成 18 年度に条例を作りまして、19 年度に 20 年度を初年度とする動物愛護管理推進計画を策定しまして、これに基づき施策を実施しているところでございますけれども、動物愛護管理推進計画の施策というのは、県だけで行えるというのではなくて市町村の協力はもちろんのこと、獣医師会の皆様方、そして、各ボランティア団体、個々のボランティアの皆様と一緒に、県、そして市町村が一体となってやっていく、動物取扱業者の皆様にも御協力頂いているというような状況の中で、着実に進んできていると思います。特に、昨年は、動物愛護のシンポジウムをこの教育会館で、杉本彩さんをお迎えして、初めての中央の大きな行事という形で開きました。大変大勢の方にご出席いただいて、成功裏に終わることができましたけれども、これもまた、様々な皆様の御協力があったからだと思います。重ねてまた感謝申し上げます。

逆に、お詫びを申し上げなければならないこともございました。昨年、新聞等でご承知かと思っておりますけれども、一関保健所の非常勤の技術員が、不適切な犬猫の処分をしていたということで、懲戒免職となりました。我々の方でも深く反省しているところでございまして、ただいま、県、本庁、保健所が一体となって業務改善に取り組んでいるところでございますので、ご了承いただければと存じます。本日の審議につきましては、改選後、初めてということでございますので、会長、副会長を御選任いただくほか、協議会の概要等について御説明申し上げます。また、今日、主題となりますのは、先ほど申し上げました動物愛護管理推進計画です。平成 20 年度を初年度とする計画でございましたけれども、昨年度、その基本となる、国の基本指針が改正されまして、これに基づきまして、今年度中に、県の計画も改定するという作業を進めているところでございます。この内容につきまして、現在、素案といえますかたたき台といえますか、内部でも議論しておりまして、その途中の段階のものでございますが、これにつきましてご議論いただきまして、その意見等も反映しながら、計画を作って参りたいと思っております。どうか、忌憚のないご意見を頂戴いたしますことをお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

岩井食の安全安心課長 それでは本日ご出席の皆様を御照会させていただきます。一般社団法人岩手県獣医師会多田洋悦委員。動物いのちの会いわて、下机都美子委員。岩手県動物愛護ネットワーク、瀬川康信委員。おっぼの会、女鹿あつ子委員。ポチの会、伊勢仁英委員。わん'S 倶楽部、戸澤雅美委員。株式会社マルカンペット、村上肅委員。村上委員は、今回から新たに委員を委嘱させていただいております。岩手大学、佐藤え子委員。同じく、佐藤委員も、今回から新たに委員を委嘱させていただいております。地域猫の会、石澤巳江子委員。同じく、石澤委員も、今回から新たに委員を委嘱させていただいております。盛岡市保健所生活衛生課、佐藤圭委員。奥州市市民環境部生活環境課、阿部敏秋委員の代理としまして、佐藤智行様。佐藤様におかれましては所要で 30 分程度遅れると連絡をいただいております。阿部委員も、今回から新たに委員を委嘱させていただいております。宮古市市民生活部環境課の松下寛委員の代理としまして、高尾元様。二戸市市民生活部生活環境課、小野寺玲委員。小野寺委員も、今回から新たに委員を委嘱させていただいております。

なお、アジリティークラブ TEAM・SHINYA の新屋映子委員、MAP フレンズの吉田智美委員、わんこの会の稲葉じゅん委員、盛岡ペットワールド専門学校、野沢麻里委員、岩手県教育委員会事務局学校教育室照井英輝

委員は、本日欠席となっております。

続きまして、改めまして事務局をご紹介させていただきます。県民くらしの安全課総括課長の小向正悟です。同じく県民くらしの安全課の主任主査、三浦節夫です。同じく、主任の阿部太樹です。同じく食の安全安心課長の岩井です。よろしくお願いします。

それでは、設置要綱第5条第2項の規定に基づきまして、会長を互選した後に、会長が議長となり、議事を進行することになります。会長は委員の中からの互選となっておりますけれども、ご意見等ございますでしょうか。

佐藤委員 事務局案がございましたらお願いします。

岩井食の安全安心課長 ただ今、事務局案がありましたらというご発言がございました。事務局といたしましては、引き続き、獣医師会の多田委員に会長をお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声に続き拍手)

岩井食の安全安心課長 異議なしとのご意見でしたけれども、多田委員、よろしいでしょうか。

多田委員 はい。

岩井食の安全安心課長 それでは、多田委員に会長をお願いしたいと思います。会長席の方へ、ご移動をお願いします。それでは、議事進行をお願いする前に、設置要綱第5条第4項の規定に基づきまして会長より副会長をご指名していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

多田委員 それでは、私のほうから副会長を指名させていただきます。副会長としては、国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科の教授でもあります、そして、先般の東日本大震災の発生直後より大学の関係者共々、ワンにゃん号をフルに活用いたしまして、被災地におきまして、地元の方々あるいは本日お越しになっている方々と協力して、被災者並びにその方々が飼っておられる被災動物救護を、獣医療を中心としてご尽力いただきました、佐藤れえ子委員がよろしいのではないかと思います、佐藤委員、いかがでしょうか。

佐藤れえ子委員 よろしくをお願いします。

多田委員 それでは、佐藤委員、よろしくをお願いします。それでは、議事を進行させていただきます前に、一言だけ。

ただいま、皆様からのご推薦をいただきまして、協議会の会長を再び仰せつかることとなりました、一般社団法人岩手県獣医師会の会長の多田でございます。東日本大震災が発生して、2年と10か月、そして1週間の時が経過いたしました。また、くしくも、本日は、阪神大震災が発生して19年目の日ということで、この大きな震災が私たちの脳裏には、ついこの間のように、まざまざと思い出される大震災でございました。東日本大震災の復興におきましても、いろいろ進んではおりますけれども、まだまだ遅いというように感じております。とりわけ、三陸復興につきましては、国、県、そして私ども関係者一丸となって、復興に当たる必要があるというように思っております。動物に関しては、災害公営住宅建設に伴う、個々の課題もございますので、本日、委員に委嘱されました皆様の、益々の御尽力をお願い申し上げまして、就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。それでは座らせて、説明させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、当協議会の公開につきまして、事務局から説明をお願いします。

阿部主任 では、事務局より説明させていただきます。今回の委員会より、新たな所属の方から委員を委嘱させていただいております。これまでは、どちらかといいますと、大きく分けて行政機関と動物愛護団体の2つの所属で動物愛護に関する県の施策について御意見をいただいておりますが、これからはより広い立場からより広い視点でより多くの意見を県の施策に反映させていきたいという観点で、新たな所属から新たな委員を委嘱させていただきました。これまで、協議会で審議、お話しされた内容というのは、県の中の情報として、施策に反映させていただいていたところでしたが、今後は、県の審議会の規定にかかってくる部

分がございまして、これからの協議会で話される内容は、公開が原則という形になります。私の方からは、公開の概要について御説明させていただきまして、その内容を皆様にお諮りいただき、そのうえで、公開の手続を進めさせていただきたいと思っております。

まず、協議会で公開される内容ですが、基本的に全ての内容が公開となります。ただし、非公開となる内容もございまして、県の情報公開条例に該当する部分、例えば、個人情報に関する部分等、公開ができないものについては対象から外れることとなります。また、公開することによって、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合も、その内容は公開の対象から外れることとなります。公開するにあたりまして、議事録が作成されることとなりますが、この議事録につきましては、次の事項が盛り込まれることとなります。まず、日時です。本日の日時、1月17日の14時から始まりまして、等、日時が記載されます。それから、場所。教育会館の第2会議室。それから出席者の方の氏名、議事の概要になります。議事の概要には、発言者のお名前、発言内容が含まれます。その他の関係規程ですが、県には、「審議会の設置・運営に関する指針」、「審議会等の会議の公開に関する指針」というものがございまして、こちらの指針に則り、動物愛護推進協議会をどのように公開していくか、というものを事務局で作成させていただき、それに基づいて、情報を公開させていただくという形をとらせていただければと考えております。

多田委員 ただ今の説明に関しまして、何かございましたら。

下机委員 議事録の確認というものは、発言した委員にはあるのでしょうか。

阿部主任 あらかじめ、議事録を作成させていただきまして、公開前に各委員の確認をいただきまして、その上で公開をさせていただきます。

多田委員 その他、ございませんでしょうか。それでは、ないようでございますので、ただいまの件については了解ということで、以上とさせていただきます。それでは議事を進めてまいりたいと思っております。

3 議事

(1) 岩手県動物愛護推進協議会の委員の委嘱について

多田委員 事務局より説明をお願いします。

阿部主任 今回新たに委員を委嘱した経緯につきまして、説明させていただきます。動物愛護推進協議会というものは、動物愛護推進ボランティアの委嘱の推進や活動の支援を主な目的として設置された協議会です。設置されて8年が経過しまして、より多くの意見を施策に反映させていくために、より多くの立場からより多くの意見を県として聞く必要があると考えたところです。今回は動物愛護管理推進計画の5年に1度の見直しということで、これを機に、より多くの意見に耳を傾けていきたい、そういう思いで、多くのお立場の委員に委嘱をさせていただいたところです。資料は1ページとなります。全18名の委員を委嘱させていただいております。新たに委嘱された委員の方は、動物取扱業者の代表といたしまして、株式会社マルカンペットの村上肅様、学識経験者として岩手大学の佐藤れえ子様、動物愛護団体に属さない一般の方ということで、地域猫の会の石澤巳江子様となります。行政機関の委員も見直しをさせていただきました。これまで、北上市、紫波町、盛岡市、宮古市から委員を委嘱させていただいておりましたが、今回、県全域の声を広く聞こうという観点から、県の広域振興局単位で、盛岡、県南、沿岸、県北、それぞれ、地域の代表となる市の方に、委員の委嘱をさせていただいたところです。また、これまで委員を委嘱していた動物愛護団体からの委員につきましても、団体の規模等から見直しをさせていただきまして、今回は委員の委嘱をしなかった団体もございまして、しかし、動物愛護推進ボランティアの活動の支援という形では、協議会に属していないにかかわらず、引き続きご支援をいただくということでご了解いただいております。

今後は、この体制で、動物愛護推進協議会を進めさせていただければと思っております。任期は2年間となります。

多田会長 ただ今の説明に対しまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。多くのご意見を頂戴したいということで、委員の委嘱をさせていただいたということでしたけれども、意見はございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、これで「岩手県動物愛護推進協議会の委員の委嘱について」は終了させていただきます。

(2) 平成 25 年度岩手県動物愛護推進ボランティア活動状況について

多田委員 続きまして、「平成 25 年度岩手県動物愛護推進ボランティア活動状況について」、事務局より説明をお願いします。

阿部主任 資料 2、ページは 3 ページをお願いします。こちらは、平成 25 年度上半期の動物愛護推進ボランティアの活動状況になります。動物愛護推進ボランティアは県央から県北まで、併せて 50 名、可能な限りバランスよく県全体にボランティアを配置するという観点で、このような配置となっております。活動日数は、延べ 364 日。参考としまして、表中には平成 24 年度上半期の動物愛護推進ボランティアの活動実績について掲載させていただいております。述べ活動日数は前年度比 87.3% ということで、活動の対象人数としますと、14,788 名を対象としたということで、昨年度に比べてより多くの方を対象に動物の愛護及び管理に関する普及啓発といった活動ができているものだと思っております。活動には、東日本大震災発生後、「災害に関するもの」という項目を新たに起こしております。こちらにつきましては、災害から時間が発生するにつれて減少傾向にあります。例えば、平成 24 年度と比べましても、対象人数は約 60% となっているものです。これは、震災からの時間の経過で状況も変わっていることからやむをえないことであろうと考えております。

動物愛護推進ボランティアの活動としましては、大きく分けて 4 つの活動がございます。表の左側にありますが、アとしまして、「動物の適正な飼養と愛護の重要性について、住民の理解を深めること」、イ「みだりに繁殖することを防止するための措置に関する必要な助言をすること」、ウ「譲渡のあっせんその他必要な支援をすること」、エとしまして「国、県及び市町村が行う施策に必要な協力をすること」と、大きく分けて 4 つのくくりで活動の報告をいただいております。特に、平成 25 年上半期は、特にエの部分が、前年比で 271%、対象者としても 191,6% と、およそ 2 倍の人が対象となっております。こちらの理由としましては、動物愛護週間の中央行事としまして、この教育会館で開催しました「動物の愛護を考えるシンポジウム」への協力が大きく反映されているのではないかと思います。

次のページをお願いします。県央地域は馬のイベントが特徴的です。馬とのふれあいイベントということで、被災地を含む多くの保育園等を廻られております。中部地区では、学校を訪問してのイベントに力を入れております。そこで、動物の愛護について普及啓発をしております。宮古地区では、「動物愛護週間行事」となっておりますが、これは、先ほどお話ししました中央行事「動物の愛護を考えるシンポジウム」と同様のシンポジウムを宮古地区で実施したもので、被災地により近いところで多くの方にご参加いただきたいということで開催されたものです。久慈地域になりますが、「わんこ列車」、ここにおられます戸澤委員が中心となって活動されておられますが、多くの犬の愛好家の方が三陸鉄道に乗って旅をする、ということで、大きく報道でも取り上げられているところです。それから二戸地区としましては、動物愛護週間行事を広く行っておりまして、写真展なども開催をしております。全ての地域におきまして地元の獣医師会と連携しまして、動物愛護に触れていただく計画がされていて、それに合わせて動物の慰霊祭なども行われているという状況です。

次のページをお願いします。動物愛護週間行事の実施結果を示したものです。先ほどの説明と重複する部分が多くございますので、こちらは後ほどご確認いただければと思っております。

多田委員 ただ今の事務局の説明に対して、ご質問ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。ございませんでしょうか。

阿部主任 それでは、若干補足させていただきます。動物愛護推進ボランティアですが、協議会と同様、任期は 2 年となっております。現在のボランティアの任期は、平成 26 年 3 月 31 日までということで、残すところ 2 ヶ月ほどとなっております。前回の協議会でご意見いただきましたとおり、地域のニーズに合わせた

ボランティアの委嘱を軸に進めております。今後とも、そのような方向性で委嘱を進めていきたいと考えております。この委嘱の方法につきましてもご意見等いただければと思っております。

多田委員 それでは、私から。資料2の活動状況なのですが、地域によっては、活動状況にばらつきがあります。推進ボランティアの発足当時は、もっとバラエティに富んだ活動が実施されていたように記憶しております。震災の影響があったらうかと思いますが、県として全体の把握とともに、エリアエリアで何らかの集約あるいは協議することもあればもっと広くボランティアの活動が広がっていくのではないかという思いもしております。他になにかございませんでしょうか。

下机委員 私もボランティアのところで意見があるのですが、動物愛護推進ボランティアとして任命を受けた人たちが、自分が何をすればいいのかという認識にはっきりしたものがなくて、例えばこの表、名指して申し訳ないのですが、釜石のボランティアさん2名です。うち活動日数が2日ということは、お1人、1年間で1日ずつ、ということになると、行政が何かの企画をした時に行って、お手伝いしたというところとどまっているような気がするんです。ところが、イ「みだりに繁殖することを防止するための助言」というのは、日常生活の中で、猫の赤ちゃんが生まれたとか、いろんなことに遭遇した時に、避妊した方がいいんだよとか、それが今の飼い方だよとか、それを助言した時に、それが活動日数に入るのかとか、そういう部分も含めてどういう書き方をするべきなのか。私も一時期ボランティアをしていて、私たちはこういうことをやっているんだけど、それをどう書くか、というのは、個人として書くのか、それとも、団体として活動しているものを書くのかというところでわかり難かったというところで、活動報告の様式を途中で変えていただいたりもしたんですよ。だけど、こういう風な数字をみると、日常的に実際はもっとやられているんだろうと思ったりするものですから、そのあたり、こういうことを書いていただきたいという具体例をアドバイスしたうえでの集計等、もうひと工夫あればもう少し実態がつかめるのではないかと思います。

多田委員 事務局なにかございますか。

阿部主任 確かに4年ほど前に、ボランティアの報告様式に協議会からご意見をいただき、様式を改正したことがありました。活動実績を報告しているボランティアの方の中には、遠慮されて全ての活動を書かれていない方もいらっしゃるのではないかというご意見もございましたので、適切に活動内容が反映されるように、連携して活動する保健所を通してボランティアの方にそういった意識が伝わりますように、こちらとしても対応していきたいと思っております。

多田委員 その他、ございませんでしょうか。それでは、意見も出尽くしたようですので、以上で「平成25年度岩手県動物愛護推進ボランティア活動状況について」は終了させていただきます。

(3) 岩手県動物愛護管理推進計画の改定について

●岩手県動物愛護管理推進計画の推進目標と現状

多田委員 それでは、「岩手県動物愛護管理推進計画の改定について」事務局より説明をお願いします。

阿部主任 資料4、ページ数は13ページから説明をさせていただきます。参考資料の17ページの現行の岩手県動物愛護管理推進計画を併せてご覧ください。こちらは平成20年度に策定をしております。当時、動物愛護法が改正されて、都道府県は動物愛護管理施策を推進するための計画を策定しなければならないということになりまして、平成19年度に今回同様、動物愛護推進協議会にお諮りさせていただいて策定した計画です。こちらは、平成20年から29年までの10年間の計画だったのですが、計画の推進目標として4つの指標を作成させていただきました。

一つは犬の返還率、犬の捕獲頭数に占める返還頭数の割合です。犬が放し飼いをされておりますと危害防止の観点から、また、狂犬病予防法に基づきましても、鑑札がついていない、狂犬病予防注射済票がついて

いない犬については、県が捕獲しなければならないことになっております。県が捕獲した犬のうち、どれだけの犬が飼い主のもとに返還できたか、つまりこれは、所有者明示がされていること等の指標になります。こちらは、平成18年を基準としまして、当時、捕獲頭数692頭、そのうち返還頭数189頭というところでして、目標値としましては、平成24年度の間年には40%まで引き上げよう、平成29年度の最終年には50%まで引き上げようということで、平成20年から施策を進めてきたところです。現状はどうかと申しますと、平成24年度の間年の段階で、当時の目標値としておりました40%を大幅に超える数字となっております。その当時の平成29年度の最終目標値まで、現時点で達成している状況です。こちらについては改定後の新たな計画で目標の再設定を行いたいと考えているところです。

もう一つの指標としましては、犬猫の引取りの頭数というものがございます。こちらは、やむを得ない事情で飼うことができなくなった犬猫につきまして、保健所に引取りの求めがあった場合は、保健所はそれを引取らなければならないという動物愛護法の規定に基づきまして引取りを行っている頭数と、所有者不明の放浪犬や猫について、保健所に拾得者等から引取りの求めがあった場合は、それを引取らなければならないという動物愛護法の規定に基づきまして引取りを行っている頭数の合計になります。引取り頭数というものは、飼い主がきちんと飼っていれば、動物が外に出て保護されるということもありませんし、終生面倒をみていただければ、最後まで飼い主のもとで寿命を全うするものであり、適正に飼養される限り、減少していくべきものです。保健所による犬猫の引取り頭数は、平成18年度を100%としまして、一年間で、犬は649頭、猫は3,035頭でした。平成24年度の段階で引取り頭数を75%まで、最終年度の平成29年には50%、半分まで減らそうという計画でした。中間年の平成24年度の実績を見ますと、犬の引取り頭数は324頭であり、平成18年度の49.9%と、既に中間目標の75%を達成しております。また、猫につきましては1,859頭であり、平成18年度の61.3%と、こちらと同じく中間目標の75%を達成しております。この引取りの頭数は、最終年の平成29年度で50%としておりますので、犬についてはより高い目標を目指して、猫についても計画目標を達成し、さらに高い数字を目指せるよう計画を改正しようとしているところです。

続いての指標に、犬の平均年齢というものがございます。これは、狂犬病予防注射を受けた犬の平均年齢が、適正飼養が広まることによって毎年向上していくのではないかとということで設定した指標です。これは、公衆衛生の向上等にもなって、人の平均寿命が延びていったという観点から、犬についても同様の考え方ができないかとということで、設定した指標です。当時は、平成18年度以前の狂犬病予防注射接種時の平均年齢を算出しまして、適正飼養によって伸びていくであろう数字を算出して、その上でこの数字を設定していたものでした。平成24年度の間年、目標値は7.73歳に対して、実際は7.12歳ということで、上昇傾向にあるものの、ここ数年間は上昇と下降を繰り返している状況です。東日本大震災後にペットを失くした方が新たなペットを飼い始めたことなどもあり、なかなか数字の先行きが読めないということが計画を進めていくうえでわかってきたところです。こちらについては、平成29年度8.43歳という目標を設定しておりましたが、現状ではなかなかどうしてもこの数字までは達成しないということが明らかになってきております。そのため、改定後の計画ではこの指標を削除することを念頭において、案を作成しているところです。

また、4番目の指標として、狂犬病予防注射実施率という指標も設定しておりました。これは、90日を超える犬の飼い主はその犬に毎年狂犬病予防注射を接種させなければならないという前提での指標です。後の資料でもお示しますが、岩手県は全国でも狂犬病予防注射率が高い県です。昨年度の実績ですと、全国で上から4番目の注射実施率となっております。1位は山形県なのですが、第4位が岩手県ということで、86%ほどの注射率となっております。しかしながら、指標としましたのは、犬の登録頭数に占める注射率ではなく、本当は狂犬病予防法に基づく犬の登録をしないで犬を飼っている人がいるのではないかとということが当時指摘され始めたことを踏まえて、ペットフード協会が算出した「推定飼養頭数」というものをベースにした注射率としております。平成18年度は60.8%となっております、中間年度としましては65%、最終年度は70%を目標としていたのですが、実際の結果は、平成18年度からほとんど数字の変動がない状況でした。計画策定後にわかってきたことなのですが、実際の飼養頭数はもっと少ないのではないかとという研究結果も出てきているところです。そして、登録注射率の変動が指標としての数字に反映されてこないということもわかってきました。実際、ここ5年間で数字はほとんど変化しておりません。確かに、登録頭数に占める注射率がやや減少傾向にあることは反映されておりますが、計画の指標として本当に適切なのだろうかという疑問ができてきているところです。

●第1 計画の改定の趣旨等

●第2 計画の目標と施策の体系

こういった前回の計画の評価を踏まえまして、当課が作成した素案が、資料17ページからになります。今回初めて皆様にお渡しして説明させていただきますので、順番に考え方、重点的な部分について、順を追って説明させていただきます。この場でお出しできなかった意見等ございましたら、後ほど県庁の方に、メールでも電話でも郵送でも、こういった方法でも構いませんので、ご意見をお送りいただければと思います。まず、19ページ、計画の改定の趣旨から説明させていただきます。

こちらですが、アンダーラインが1本引いてあるところと2本引いてあるところがございます。こちらは、前回の計画の見直しということで、前回の計画をそのまま生かしている部分は、線が引かれていない部分になります。一本線の部分というのは、例えば前回のデータを更新した、言い回しを変えたなど、基本的には単純な更新に近いものです。2本線で引きましたのが、今回新たに盛り込んだ部分です。1本線、2本線の境界が難しいものもございますが、基本的にこのような考え方で分類しております。

計画の改定の背景ですが、環境省の動物愛護に関する基本指針が昨年8月に改正されておまして、その改正の考え方と、6年前当時と現在とで違ってきている状況をベースに、もう一度計画を見直そうということで、今回計画を見直すものです。

計画の性格としまして、県の動物愛護行政を進めるうえで、重要な中心となるものだということです。県の動物愛護条例におきまして、県が計画を定めてそれを執行していくとされておりまして、つまり、法令に基づく計画であると同時に条例に基づく計画でもあるということで、両方の性質を持つ計画であるということです。この計画は、いわて県民計画という、岩手県のもっとも大きな計画になりますけれども、その中の「安心して心豊かに暮らせるいわて」の実現に向けて、その具体的な取り組みの方向性を示すものとなっております。計画の期間ですが、平成26年度から10年後の平成35年度までの計画となっております。盛岡市は、法令に基づきまして、県の権限ではなく盛岡市の権限ということで、動物愛護行政を行うところがありますけれども、県と盛岡市が一緒に連携しながら計画の目標に向けて、動物愛護行政を進めていきたいと考えているところです。

続いて、改正の手続きになりますけれども、この動物愛護推進協議会から意見をいただいたほか、「動物の愛護を考えるシンポジウム」の中でも来場者の方からいろいろなご意見をいただきました。また、県民モニターアンケートということで、300名の県民モニターの方を対象としたアンケート結果も踏まえまして、その上で、計画を改定するということになります。

続いて、21ページ、計画の目標となります。目標として位置付けられますのが、「人と動物の共生する社会の実現」ということになります。もともと、県の条例のなかで目指すべき姿ということで示されていたものでしたけれども、昨年度、改正されました動物愛護法の中でも、人と動物の共生する社会こそが動物愛護法の目的であるということが明確にされたことを受けて、前回に引き続き、人と動物の共生する社会の実現に向けてという計画の目標をここで明確にしているものです。

22ページお願いします。施策の体系です。5つの視点から10の施策に取り組むという形で計画を策定しております。こちらは参考資料4の現在の計画の18ページを見ていただければと思うのですが、施策の体系を大きく見直しております。前回は、4つの分類による17の施策により動物愛護行政を推進してきたところなのですが、それをもう一度大きな視点で5つに分類しまして、その施策も体系的にわかりやすいように、表現が若干変わっているところもございますが、基本的には考え方を踏襲して、施策を10に絞って並び替えたものになります。

これ以降は個別の施策にありますので、この時点で何かご意見等いただけましたらと思います。

多田委員 ただいま、動物愛護管理推進計画の中の、「第1 計画の改定の趣旨」並びに「第2 計画の目標と施策の体系」について事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様からご質問あるいはご意見等ございましたら、発言をお願いいたします。なお、盛岡市の佐藤委員におかれましては、公務により退席されるということについてお伺いしていたところであります。

下机委員 計画の改定の趣旨のところなんですけれども、動物の愛護に関する法律、基本指針が8月に改正

されましたよね。私どもが日々の活動の中で思うに、すごく行政面で変わってきているんです。そこは把握されたうえで、新しい計画を立てられているんですよね、この半年間くらいのところで、実態として。

阿部主任 はい。

下机委員 まだ数字を見ていないので何とも言えないんですが。この6か月間の分はつかんであるんですよね。

阿部主任 はい。

多田委員 よろしいでしょうか。その他、ご意見等ございましたらご発言願います。第2の施策の体系について、何かご意見ございませんでしょうか。それではないようでございますので、第3の施策別の取組について事務局よりご説明をお願いします。なお、各視点の施策ごとにご意見をいただく予定としておりますのでよろしくをお願いします。事務局をお願いします。

●第3 施策別の取組み

施策1 動物の愛護に関する普及啓発

阿部主任 「視点1 県民全体の動物愛護思想の高揚」というところで、施策1としまして「動物愛護に関する普及啓発」というものを挙げました。まず、計画の施策の構成になりますが、まずは、目指す姿を先に掲げまして、現状を分析しまして、そのうえで課題を抽出して、それに対応する取り組みを記述するというつくりで、全ての施策の体系を作っています。

施策の1ですが、目指す姿としては、動物愛護思想が広がることによって動物に対して誰もが優しいまなざしを向けて、動物の飼い主も飼い主でない人も、動物の気持ちを思いやるように人の気持ちを思いやり、そういう平和な優しい社会というものです。ここの目指す姿の部分については、現在、事務局でも精査をしているところでして、これから変わることもあろうかと思いますが、まずは、各施策理想の姿を記述するところから始めています。現状としまして、普及啓発に関するところだと、先ほど、動物愛護週間行事というところもありましたが、獣医師会さんとも連携いたしまして、県内各地で動物愛護の普及啓発に関する行事が毎年開催されているところです。今回は特にも東日本大震災津波の経験を踏まえて、県内で初めて大きなイベントを開催して普及啓発活動を行ったところです。そこでは、「東日本大震災津波で消えた小さな命を想う」という小冊子を作成しまして、それを資料としてシンポジウムで使わせていただいたのですが、その小冊子は沿岸地域の小学校などに配布もされておまして、多くの方に読まれています。県内の一部の保健所では、動物愛護に関する授業であるとかそういった教室をひらいているところもございます。課題としましては、動物愛護フェスティバルの内容について、なかなか見直すのが難しいという背景もありますけれども、同じような内容で続いている部分もあります。多くの方の共感を持って、動物の飼い主の方だけのイベントではなく、多くの方がイベントに参加していただいて、動物愛護について理解を深めていただくために、行事の内容について見直していこうというものです。

これに関する具体的な取り組み方針になりますけれども、行政だけが動物の愛護はこうですよという話をしてもなかなか多くの方の心には響かない部分があります。ですので、ここに集まってくださっている動物愛護団体の方、あるいは地域で活動されているボランティアの方、そういった方と連携しまして、多くの方に共感を持って受け入れられる、そういう効果的な方法での普及啓発を模索していきたいと考えています。それから、地域では毎年動物愛護フェスティバルを獣医師会の支会の開催単位に合わせて、それに保健所も協力して開催しておまして、それを地域ごとにやるんだということを改めて記載したいと考えております。施策の1としては以上です。

多田委員 ただいま施策1についてご説明をいただきました。何かご意見ございますでしょうか。一つ私から。この視点の1というのが、私は最も大事な施策の一つだと思っております。目指す姿の中で、「動物の飼い主も飼い主でない人も動物の気持ちを思いやる」というものがありますけれども、これは、私が震災で

経験したことをお話しさせていただきます。震災直後、3月16日に避難所にまいりました。その、だいたい500人規模の避難所の中で、同行避難をした動物をその同じ避難所で避難した避難者の方々とトラブルになったわけですね。飼い主と飼い主でない方と。という時にですね、感じたことは、緊急事態ですからいろいろなことがございますけれども、やはり根底には動物を飼っているいないにかかわらず、一般県民の皆様が動物に対する愛護福祉、あるいは適正管理についての基本的な立場と知識とございますか、思いを共有するような啓発がないと、非常に大変だということを現場で感じました。ですから、この視点1のポイントは、全ての県内における動物愛護啓発活動の基本なのではないかという思いがいたします。極めて大事なポイントだと思います。これについて、他に何かございませんでしょうか。佐藤委員。

佐藤れえ子委員 会長が今おっしゃられたとおりではないかと思っておりますけれども、施策の肝の部分なのではないかと思っております。具体的な取り組みとして、動物フェスティバルに力を入れるというのも確かにそうなんですけれども、動物フェスティバルばかりだと、動物が好きな人しか来ないんです。飼っていないとあまり興味がない人にもそういう気持ちを持ってもらえるような取り組みが大切なのだと思います。

多田委員 ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。今、視点1が終了しましたが、実は、私、獣医師会の会長も仰せつかっておりまして、今日、どうしても私が出席をするというか担当しなければならない会議がありまして、本来でありますと、協議会の最後まで会長の役割を果たさなければならないと思っておりますけれども、本日これからちょっと退席させていただきたいと思っております。この後は、先ほど副会長にお願いいたしました佐藤れえ子委員の方をお願いをいたしたいと思っております。大変勝手なことでご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。これにて退席をさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

施策2 犬の登録・注射及び動物の所有者明示措置の推進

佐藤れえ子委員 それでは代わりまして審議を続けさせていただきたいと思っております。それでは事務局の方から次の施策について説明をお願いします。

阿部主任 では、施策2から説明させていただきます。こちらは視点2としまして、動物の飼養者による適正飼養の推進ということで、先ほどは愛護の普及啓発という柱を立てましたが、こちらは動物の所有者が適正に動物を飼う、そういう視点からの施策のまとまりになります。

施策2では、犬の登録・注射及び動物の所有者明示措置の推進、というものを掲げました。目指す姿としましては、狂犬病予防法に基づきまして、登録が義務付けられる全ての犬が登録され、毎年、狂犬病予防注射が接種されている姿。そして、所有者明示の意義、必要性が理解され、全ての犬に、鑑札、迷子札、マイクロチップなどが装着されていて、万が一の動物の逸走時にも飼い主のもとに戻ってくる体制が作られている、そういうものを理想としております。

現状としましては、犬の登録注射に関しましては、リーフレットを作成しまして、市町村の方へ配布させていただくとともに、保健所で管轄する市町村と連絡協議会を開きまして、そこには実際に注射を実施します獣医師会様にもご参加いただきまして、登録注射の実施率が上がるようにということで、いろいろと協議等をさせていただいているところです。また、厚生労働省も普及啓発のポスター等を作っておりますので、そのようなものを皆様のところへお届けして普及啓発を図っております。登録注射の頭数、こちらは表1のとおりでして、平成19年度をピークとして、岩手県内の登録頭数は減少傾向にあります。82,000頭ほどから現在は77,000頭ほどに減少してきております。注射頭数も減ってきておりますが、注射率はそれほど減っておりませんで、平成19年度当時、89%の注射率は平成24年度で86%ほど。この注射率は、現在全国で4番目に高い注射率となっております。指標としましてご説明申し上げましたが、推定飼養頭数に定める注射頭数の割合ということでは、平成24年度、こちら59.9%という数字になっておりまして、中間目標であった65%には達していない状況です。これからも達成が困難な状況であることが分かってきました。

所有者明示の普及啓発についても、リーフレットを作成したり、獣医師会が行っておりますマイクロチップの装着のデモンなど保健所が協力をいたしまして、その普及啓発に努めています。マイクロチップを装着しますと、飼い主の登録がAIPO、こちらが最も大きな団体に登録されることになるわけですが、そちらに登録をして、この番号の犬が誰の犬です、というデータベースが残っていくわけですが、そちらのデー

データベースを見ますと、表3になります。平成19年度では犬は77頭、猫は4頭しか岩手県内で登録されていなかったのですが、その後増えまして、平成24年度では、犬で2,208頭、猫で348頭の登録がございます。これについては、急激に伸びてきていますが、これからどのように伸びていくか、また、伸び率が落ち着くのか、という判断はなかなか難しいところです。

続きまして、狂犬病予防注射の鑑札や注射済票になるのですが、その装着が容易となるように、以前は大きくて犬に着けるのはかわいくないというような意見がありまして、厚生労働省が規則を変えまして、市町村が独自に鑑札や注射済票の形状を定めることができるようになったものです。現在、県が把握しているものとしましては、県内で二戸市様を含む3市1町が、よりかわいらしい、鑑札や注射済票のデザインが採用されているところです。

課題につきましてご説明します。現在課題と考えておりますのが、未登録犬の存在です。こちらは正確な数字はないのですが、ペットフード協会が行っている調査による推計値によりますと、県内で108,000頭程の犬が飼育されているのではないかと推測されるということです。全ての方が犬を登録していただけるようにする必要があります。

狂犬病というのは、犬が病気にならない、という観点もございますが、重要なのは、人に感染するとほぼ100%死に至る重要な動物由来感染症なんだということを皆様にご理解いただいて、万が一国内で狂犬病が発生した時に、対応できるように、蔓延して、死亡する人がいないようにという観点からも、この狂犬病予防注射の実施率を向上させていく必要があると考えております。

また、犬の鑑札なども所有者明示措置の一環であると考えているのですが、何かあって犬が逃げ出した場合、東日本大震災でも飼い主のもとへ帰ることのできなかつた犬、猫があったと思うのですが、そのような動物が飼い主のもとへ戻れるように、所有者明示の必要性をご理解いただいて、その実施率の向上を図っていくことが必要だと思います。動物の種類によっては、マイクロチップを装着しにくいものもあるのですが、多くの動物病院でマイクロチップの装着ができる体制を広めていく必要があると考えています。

具体的な取り組み方針といたしましては、これまでと同様に、狂犬病予防注射実施率の向上に向けて、関係団体と連携して取り組んでいくということなのですが、関係団体の例示として、新たに開業獣医師や動物取扱業者というものを加えさせていただきました。これまでも「等」で読める部分ではあったのですが、現在でも、動物の事業者は、動物を購入される方、トリミングされる方に対して、登録、注射をされていない方に対しては「登録してくださいね」、「注射をしてくださいね」などと、お話しさせていただいているものと思ひまして、最も飼い主の方と身近に接する信頼関係のある取扱業者様からもぜひ指導助言をいただきたいということで、この例示に加えさせていただきました。

それから、市町村の方で、鑑札や注射済票について、皆様がより付けたくくなるような形状のものを作成して、装着率の向上を目指すよう、その材質、デザインの向上の例などにつきましては、市町村に対して、引き続きお話しをさせていただきたいと思っています。施策2の説明は以上です。

佐藤れえ子委員 ただいまの説明に対してご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この後もどんどん続くようですので、次をお願いします。

施策3 動物による迷惑問題の防止

阿部主任 では施策3、ページは28ページです。こちらの目指す姿は、人や動物に対する危害、迷惑問題を防止する飼養方法が広く理解されて、動物に起因する危害や迷惑問題がない、良好な生活環境が維持されている姿を目標としています。

現状としまして、犬の捕獲抑留につきましては、外に放されている犬については保健所が捕獲を行うわけですが、その結果、表4の通り、平成19年度の捕獲抑留頭数は648頭でしたが、平成24年度には332頭と、およそ半減してきております。

犬による咬傷事故は、保健所に報告があるものなのですが、こちらにつきましては、平成19年度に78件ありましたものが、平成24年度には55件と、減少傾向にあります。

不適正な飼養による迷惑問題ということで、苦情が保健所に寄せられることがあります。保健所では、寄せられた苦情に応じて、それぞれ指導、助言を行ってきております。苦情の多くは、飼い主がルールやマナーを守っていないことに起因しています。そして、動物愛護フェスティバルなどのイベントでも、愛護思想

の普及啓発だけではなく、飼い主の方に対して適正飼養の普及啓発も併せて行ってきたものです。また、県内全域ではありませんが、一部の保健所では、希望者に対して適正飼養の講習会を開催しているところもあります。

それから、迷惑問題をみますと、飼い主のいない猫の問題が増えてきています。地域猫というのは、飼い主のいない猫を地域でどうやって管理していこうか、というところからの考えなのですが、そのような対策も進めていかなければならないということも考えておりまして、平成 24 年度には、県内の市町村の担当の方にも声をかけまして、動物愛護担当職員と動物愛護推進ボランティアを対象とした研修にお越しいただき、地域猫の先進自治体である新宿区の職員の方を講師として呼びまして、地域猫に対する理解を深めていただいております。

全国的に、動物の多頭飼育に起因して周辺的生活環境が損なわれる事例の発生が起こっております。

学校飼育動物につきましては、文部科学省で「学校における望ましい動物飼育のあり方」というものを平成 18 年度に作成しているほか、日本獣医師会でも「学校動物飼育支援活動の標準化に向けて」という、獣医師会が学校飼育動物の飼い方などについてどのように指導助言していくかというガイドラインを作成しています。このような背景のもと、学校飼育動物を適正に飼養するという意識が高まりつつあります。

推定飼養頭数に対する狂犬病注射率の指標ですけれども、先ほどご説明しましたとおり、なかなか達成が難しい状況です。

表 6 には、犬猫の苦情件数を上げております。数字は減少傾向にありますが、平成 24 年度現在で犬で 658 件、猫でも 300 件ほどの苦情が寄せられています。

犬の平均年齢につきましては、平成 19 年度からこれまでなかなか伸びが見られない状況が分かると思えます。

特定動物の部分ですが、秋田県において、ヒグマが逸走して人に危害を加えた事例がありました。そのような背景を踏まえまして、特定動物が逸走したりしないよう、もちろん、動物愛護の精神に基づいて、適切に健康的に管理するといったものも含めて指導していくことが、これから必要になってくると考えております。特定動物の飼養者に対しましては、施設への立ち入りを行いまして、基準が遵守されていることを確認しているところです。

課題としましては、いまだに放浪犬の捕獲が多いですので、それを減少させるため、犬を放さないような管理を徹底していただくことが重要と考えています。

咬傷事故を防止するために、まずは犬を逃がさないための対策が講じられる必要があります。また、最近の咬傷事故の形態ですが、放し飼いの犬が人を噛むというよりは、室内で飼われている犬が、何かの拍子に驚くなどして家に遊びに来た方を噛むという形態の事故も増えてきています。例えば、急に犬を驚かせないだとか、犬との接し方についても広く理解される必要がこれからはあるのだと思えます。

不適正な動物飼養に関する迷惑問題ですが、飼い方が悪くて苦情が出るというのが基本になりますので、まずは正しい飼い方について、猫は外で飼っていると事故にも遭いますし、他の猫と交配して飼い主のいないで猫が増えることで、迷惑のもととなる可能性もあります。そのような理解も含めて、適正飼養の普及啓発に努めてきたいと考えております。

普及啓発活動については、動物愛護思想に関する普及啓発活動と一緒にのですが、県だけではなく、飼い主との接点が多く、また信頼関係の厚い、動物の愛護に関する活動を行っている団体や動物取扱業者といった方面からも普及啓発活動を行っていく必要があると考えています。

多頭飼育問題ですが、保健所としても情報収集を行いまして、多頭飼育の問題が大きくならないうちに発見しまして、可能な限り早期の対応が取れるようにしていく必要があると考えています。

学校飼育動物につきましては、どこの学校でどのような動物がどのように飼われているという情報も県にない状況ですので、まずはその把握から始める必要があると考えております。

特定動物の飼養保管につきましても、まずは適切な飼養保管の方法について、特定動物の許可飼養者にきちんと理解し、管理いただく必要があります。

このような課題のもと、進める取り組み方針ですが、まずは、犬を放さないような飼養の仕方について、例えば、定期的な係留器具の点検などについても指導していくことが一つです。

次いで、咬傷事故を防ぐための犬との接し方について普及啓発をしていくということ。

不適正な動物の飼養に対する迷惑問題につきましては、特に、飼い主のいない猫に対する問題になりますが、不妊去勢手術を実施して、地域住民の十分な理解のもとに管理する地域猫対策の計画づくりへの支援を県が行う等、地域住民による問題解決に対する取り組みについて技術的な助言を行うなど、飼い主のいない

猫を生み出さないための取り組みを推進していくという形になります。基本的には、問題があるので何とかしてください、という要望に対して保健所がなんとかするというものではなく、確かにそのような一面もありますが、基本的にはその地域の問題として地域に住まわれている住民の方がどのように猫と共生していくかという観点から、地域において飼い主のいない猫を生み出さない取り組みを推進していきたいと考えています。

多頭飼育に関しては、事前に情報を収集しまして、問題の芽が大きくならないうちに摘むという対策を徹底したいと考えています。

特定動物の飼養保管については、特定動物の飼養施設に立ち入り、指導助言を行っていくということになります。施策3の説明は以上です。

佐藤れえ子委員 この部分は、今回ご参加の皆様の興味が深いところだと思いますので、何かご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

伊勢委員 表5の犬による咬傷事故件数ですが、一関で何件とか、その場所は把握されているのでしょうか。

阿部主任 把握しています。

伊勢委員 そういう情報は出していないのでしょうか。

阿部主任 出せない情報ではないのですが、計画にその細かい部分まで載せるかということは、検討する必要がありますと思います。

伊勢委員 その場合、家の中、外、という場所というものも出していただけるのであれば、それから、32ページの犬による咬傷事故について、「事故を未然に防ぐ犬との接し方について周知及び指導を行います」とありますが、どういう形での周知等を考えているのか具体的なものがあればお願ひします。

阿部主任 例えば、噛まれた方等に対する直接的な指導がまずあると思います。そのような事例について多くの方に知ってもらえるように、動物愛護フェスティバルの中で、こういう事例があるから注意しよう、というように適正飼養の考え方と併せてお話することができると思いますし、県のホームページやリーフレットなど、掲載できる媒体は十分に活用していきたいと考えています。

伊勢委員 例えば我々が、そのようなものに協力をしたいという場合、県や保健所は協力していただけるのでしょうか。

阿部主任 もちろんです。協力させていただきます。

伊勢委員 ありがとうございます。

佐藤れえ子委員 瀬川さん。

瀬川委員 大船渡の仮設住宅で、個人で狭い仮設住宅に15匹くらい猫を飼っていらっしゃる方がいるんですね。不妊去勢をということでお話しをしたのですが、「そのようなものは必要ない」、ということでした。どうしてですか、と聞きましたら、「川に捨てる」とのことでした。それで、びっくりしましてね、今でもそのような人がいるのだと。「これは犯罪ですよ」、ということ強くいった時からちょっと変わって、「親戚にもらってもらったり」などと言うようになった。嘘だと思えますけれどもね。そういう風に変わったということです。10何匹も不妊去勢するというのも、私たちが引き受けてもいいという覚悟で、私たちは行ったのですが、結局できなかった。そういうのを県で把握して、我々には手に負えないような部分の指導はどのようにするか。

仮設住宅関係から、不妊去勢をしていただきたい、といってくるというところもある。ところが、20匹だ30匹だという話で。これは、20匹だ30匹だというのを、岩手県動物愛護ネットワークで全額を獣医さんに

支払って面倒をみなくちゃいけないのか、県の方で助成金のような形で、あるいは、先日新聞にも出ていましたが、5000 万くらいは自由に使えるお金があると聞いたし、例えば、釜石でそのお金をそのようなものに何頭使えるか、何も 30 頭なら 30 頭使えということではなく、15 頭、20 頭まではちゃんと獣医師さんにやってもらっていいですよというものが、県の方が先頭に立って持って行ってもらえないものかと思うんですね。自分たち動く方はいくらでもいつでも動けるんですよ、やろうと思えば。それは結局資金の問題でバックしてしまう、という現状です。それは、この推進協議会でも重大な事項として考えていかなければならないのではないかと思います。

佐藤れえ子委員 ありがとうございます。今伺いますと、大変具体的などころでの問題が多いようなんですけれど、そういった情報の収集とその情報のくみ上げのシステムですね、それをフィードバックするのはどのような組織でやるようになっておりますでしょうか。それとこの推進協議会というものはどのように関係しているのでしょうか。

阿部主任 推進協議会でいただいたご意見というのは、県が開催しております、保健所との担当者会議の場で認識を共有させていただきまして、施策に生かしているという状況です。それから、地域の問題につきましては、保健所の方が現場と密接なつながりがありますので、保健所がまずはトラブルに対応しまして、必要な情報は県庁にもあげていただき、全県的な対応が必要なものにつきましては、県の方で対応を考えてやっているという状況です。

佐藤れえ子委員 今日の協議会の情報も上げてもらうということと、保健所の方に連絡いただくということをお願いしたいと思います。

瀬川委員 できるだけ早く動いていただかないと、20 匹が何十匹と、5 匹づつでも倍々と増えていくもので、それも年間 2 回 3 回と産むわけですから、そうなるからでは手の付けようがない、本当に最後は捕獲して殺してしまうという結果にならざるを得ないと思うんですよ。その前になんとか手を打ってほしいと思うんですよ。盛岡市さんでは地域猫の件でいろいろとやりましたよね。そのたびに調整していただけると、私たちもちょっと仲間にいれていただいて、半分だけでも助成金をいただいて、それでいくらでもそのような猫が少なくなるだろうと、それで活動しています。本来、私が話したことはそれとは別ですけども。

下机委員 なかなか全部読みきれなくて、先ほど最後まで読ませていただいたのですが、最初の時点で動物との共生を大きくうたっている中で、どこかにあるのかと思ってまだ見つけかねているのですが、人間による虐待についての部分はどこかにありますか。人による動物の虐待というのは現存してあるわけですよね。それを何回も協議会ではお話してその実態をつかんでほしいということで。法律上は罰則まである。でも現実問題として、川に捨てる山に捨てる。それはそれなりに 50 万とか 100 万とか罰則があったとしても、飼い主が飼っている動物を虐待しているということは、どこを虐待の基準としてみるかは、私はいつも現場と揉めるんです。この前もあったのですが、室内で飼うべきダックスフンドを外で飼っていると、歴代何匹もそれで死んでいるということ。そしてまた新しいのを入れるんだという通報がありました。それに対して、「虐待にあたらぬ、県南は暖かい」と。今の時期 10 何度マイナスになる日もあるのをわかっていて、ダックスがそこで安心なのかといわれれば、若いうちはいいかもしれない。ただ、本来は室内で飼うべきだと。適正に飼う中に、岩手県なりにそういうものを。法律違反は餌をやって散歩をして水をやってということでもいいのだけれども、地域性も相当あるじゃないですか。この寒い中で外で飼っていていいのかとか、糞が山積みになっていても週に 1 回散歩すればいいのかとか、そこで指針の中にきちんと明記してほしいなと。もし現在の計画案の中になければ、本当に力のない動物が人間によって虐待されているということ、明記してほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

阿部主任 県南地域の個別の事例ということではなく、外飼いに適さないものが外飼いされているということであれば、それは適正飼養の観点という見方があると思います。そういう意味で、この計画の中には含まれているという理解でいたのですが、虐待について、虐待とはこういうものだという素案にはなっていないかもしれません。

下机委員 虐待の項目を立ててほしいと思っています。適正飼養に入れ込むのではなく。例えば、盛岡でありましたけれど、秋田犬が隣の小型犬を噛んで殺したというので、保健所に出されるその寸前にかわいそうというのでうちにきました。その首輪をつけたまもうちのしつけの方に渡したら、おかしいっていうんです。なぜかという、異様な反応をするっていうんです。そして首輪を外してみたら鉾が中にうってある、それもねじ回しの鉾でそれが8本内側にずっと。それで首に穴が開いている。そのまま年寄りが散歩するのにそれを持った方が言うことを聞くから。ところがある日テンションから離れたときにご近所の小さい犬が散歩しているときに飛びついた。何も犬は悪くないんです。そういうことに関してもやっぱり飼い主が適正に飼う基準の問題ではなくて、具体的に表に出ないの虐待の事例はいっぱいある。そういう虐待の防止が重要なのだと思います。積極的な情報収集についても。

佐藤れえ子委員 適正飼養の中に虐待防止を含めた適正飼養という形で入れていただくことについてもいかがでしょうか。具体的なものに関しては今後のこととなるかとは思いますが。

岩井食の安全安心課長 確かに、具体的な虐待についての記載はないので、適正飼養の施策の中に入れるか、愛護思想の普及の方に入れるかは、そのあたりは検討させていただきたいと思います。

佐藤れえ子委員 ありがとうございます。地域猫の会の石澤さん、何かございましたら。

石澤委員 猫は、嫌いな人と好きな人がはっきりしている。雑用に追われてなかなか活発な動きができないということもありますが、保健所さんの方で、雌猫だと、不妊手術で1匹につき1万円という形で補助していただいて、捕まえて。ただ、捕まえるのも野良猫なので警戒心が強いので、慣らして捕まえるということで、時間はかかるんですけども地道にやっております。

佐藤れえ子委員 ありがとうございます。最後になりますが一つだけお願いがあります。犬による咬傷事故のところで、普及啓発活動、接し方や触り方があるんですが、どこに入れていいかわからないのですが、ぜひその際に、記憶にとどめていただきたいのが、日本国内での触り方はそれでいいと思いますが、海外に行った時もそれと同じような触り方をして、噛まれて狂犬病を発症して亡くなられた方がいらっしゃいますので、そこのところだけは必ず一言おっしゃってからお願いしたいと思います。というのは、犬も猫もたくさんいる地域で日本以外のところではまだまだ狂犬病発生率も高いですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まだまだご意見もあろうかと思ひますけれども、後ろの続きもありますのでよろしいでしょうか。それでは4番目、よろしくお願ひします。

施策4 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

阿部主任 施策4として、実験動物と産業動物の適正な取扱いの推進を挙げました。目指す姿としては動物福祉を念頭に置きまして、目的に応じた産業なり実験なりといった動物の扱われ方についても適切な生活環境を維持することになります。こちらについては、現状につきまして、実験動物を扱っている機関あるいは農家の方には関係機関等を通じまして、取扱いの基準について周知している状況です。ただ、どのくらいの動物がどのくらい飼われているかというのは、届出制等もないわけですので、県としても把握が十分にされていないということがあります。それから、県内の一部のと畜場では、米国の基準に準じました動物の取扱い、と殺の方法が採用されているところもあります。

課題としましては、どういうところでどのような動物がどのように飼われているか、なかなか踏み込めない部分もありますけれど、行政として情報収集する必要があると考えております。と畜場、食鳥処理場においても動物福祉の考え方に基づいた取扱いがされるように対応する必要があるかと思ひます。

具体的な取り組み方針としましては、まずは情報収集。関係団体と連携して、動物福祉の考え方に沿った取扱いについて周知していく必要があると考えています。施策4は以上です。

佐藤れえ子委員 何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは次に移らせていただきます。それでは5番目、よろしくお願ひします。

施策5 終生飼養の推進

阿部主任 終生飼養の推進ということで、こちらは動物が遺棄されたり飼育放棄されたりすることなく飼い主によって最後まで飼われる姿を想定しております。もちろん、生まれてくる動物を適切に飼うことができないのであれば、不妊去勢手術を実施していただくなど、望まれない動物の繁殖がないということを理想の姿としております。

現状ですが、引取りにつきましては、動物愛護法が改正されて、相当な事由がない場合は保健所が引取りを拒否できることになりました。引き取られている犬なのですが、現在は、7割ほどは飼い主からの引取りになります。猫につきましては、所有者不明のものが多く状況でして、拾得された状況から、もしかしたら遺棄された動物なのではないかと疑われるものも含まれている状況です。猫の引取りは子猫が多い状況です。表10は私が先ほど説明したものの数字です。課題としましては、終生飼うことが飼い主の責任なんだということを飼い主に理解していただくということが必要だと考えています。また、先ほどもお話ししましたが、飼い主のいない猫の対策も必要になってきます。動物の遺棄もされているということであれば、それも防止していく必要があるということです。

具体的な取り組み方針としては動物を最後まで飼うことが飼い主の責務なんだということの普及啓発に努めるということです。例えば、動物のフェスティバル、県のホームページ、リーフレットなどの広報媒体を使って行っていくということが考えられます。

終生飼養について、引取りを求めてきた飼い主についてはまずは、譲渡先を探せないか、継続して飼えないのか、そういう指導を徹底していくということが考えられます。それでもどうしても引取りを求めるといことがあれば、引取り拒否の事由に該当しないか、厳正に審査のうえ、引取りの拒否を行っていくということも必要だと思います。

動物の遺棄も犯罪です。違反した場合、懲役、罰金が科せられる場合があるということを知っていくことが必要だと考えています。説明は以上です。

佐藤れえ子委員 何かご意見ございましたら。

下机委員 ここにはいろいろとあるんですが、ここに堂々と書かれているんですけども、飼い主のいない猫を引き取るということが法律上は許されていましてでしょうか。

阿部主任 所有者不明で拾得された猫についてはということです。

下机委員 引き取って処分してよいということでしょうか。

阿部主任 引取りを求められたものについては引き取らなければならないという。

下机委員 引取りを求める人というのは飼い主ではないということですよね。

阿部主任 はい。

下机委員 それはよしということ。

阿部主任 はい。現在の規定ではそのとおりです。

下机委員 その時に、例えば、裁判の事例であるようなんですが、私の猫ではないというのを前提に猫を引取りに出す。その時に、委任状というか引取り願いをする方の名前はその人の名前を書くということになってますよね。その後にその猫が誰かの飼い猫だとなった場合は、裁判では負けてますよね。行政は何も関係ないんです。ただ、自分の署名で持って行ったその人のみ。だから、このように堂々と飼い主のいない猫の引取りは7割でそれが引取りされているということに対して、今まで話の中では、「そうは言ってもね」、

という意味合いで受け止めてきたのですが、このように、協議会が公開されるという中で堂々と書いていいのかなと思ったんです。これは、法的に根拠があって許されているんだと、最終的な責任は連れてきた人なんだと、例えばですよ、それで連れてきた人がサインするときにそういうことまで確認して、その人の納得のうえ引取り願いを書いているかというのは怪しいだろうなと思っていますが、それが一つ。

それから、夏からの法改正によって、保健所の対応が変わりましたよね。安易に引き取らなくなっている。その理由が適正でない限り引き取らない、ということなのですが、すると、断られた人がどうしているかという、結局は捨てるのか、うちとかの愛護団体に泣きついてくるというのが今の現状ですごく増えているんです。後に出てくるであろう県の引取り頭数の数字というのは、黙っていても減っているんです、猫の場合は。そういうことで断るわけだから。すると、そもそもこの計画は、行政が引取るのが国の目標に従って減ればそれでいいのかということではなくて、巷でこういう予算もない中で頑張っている人たちのところとタイアップしながら一緒になって考えていくような施策にしなければ、私は、みんなが頑張る部分も限界があるのかなと思ったりしてですね。こここのところの書き方とかが少し気になって先ほどから見ていました。所有者不明の引取りに対して、特に思います。

それから、犬の引取りについて、よく行政では、吠えるとかという理由では引取らないわけですけども、今までちゃんと足をそこに運んで、どういう飼い方をしているから吠えるんだとか、そのような人的にも忙しい中でそこまでできないかもしれないけれど、現場に行ってみると、置き場所が悪いとか、犬の性格とかを含めて、なんとかかなりそうな場合も結構あるんですよね。引き取らないだけじゃない対応を、ここには書けないかもしれないけれど、行政としての努力がここにもあるといいかなと。市民側がちゃんとしてほしいというのは感じるんだけど。そこが弱いのかなと思うんですけど。

佐藤れえ子委員 ありがとうございます。その点は重要な問題だと思います。法的な解釈を含めましてご検討いただくということでよろしいでしょうか。他にございませんか。ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきます。視点の3についてよろしくお願いします。

施策6 動物の返還・譲渡の推進

施策7 災害時の動物救護対策の推進

阿部主任 視点の3は動物の生存の機会の拡大ということで、施策6は動物の返還・譲渡の推進、施策の7としまして、災害時の動物救護対策の充実ということで、2つの柱を立てております。

施策6ですが、保健所が保護収容した動物について飼い主のもとへ返還する。返還できなかった動物については新しい飼い主へ譲渡することを推進していく必要があると考えています。犬の捕獲頭数や引取り頭数は減ってきております。しかし、所有者不明として引き取られた猫の返還頭数は伸びてきていません。ほとんどの猫が飼い主のもとへ戻らないという状況があります。

譲渡につきましては、県が保管する犬・猫の頭数が減ってきているという関係で、譲渡頭数は伸びてきていない状況です。譲渡率は犬で30%ほど、猫で5%ほどです。負傷動物につきましては、保健所に通報があれば保健所がそれを収容しています。負傷動物の収容頭数は年間20から30、多くても40頭程度となっております。

課題につきましては、保護収容した動物の返還について、まずは飼い主がそのうち戻ってくるからということではなくて、探すということに意識を変えていただく必要があると思います。飼い主の方に動物がきちんと返還できるように、保健所としても動物を適切に保管しておくことが必要だと考えています。

譲渡については、多くの保健所で体制が整備されていて、必要な人に必要な譲渡が行われるようにしていく必要があると考えます。ここには動物愛護推進ボランティアの方との連携も必要だと考えています。

負傷動物は引き続き対応していきますが、放し飼い等が負傷動物の発生に関係するということも周知していく必要があると考えています。

具体的な取り組み方針としましては、いなくなった動物はすぐ探そうといった周知徹底から進めていきたいと考えています。保健所の中でも、可能な限り飼養期間を延長して、飼い主への返還の機会の拡大を探っていききたいと考えています。

犬猫の譲渡につきましては、広域的な、保健所の枠を超えた譲渡の推進に努めていきたいと考えておりま

す。負傷動物についても、まずは負傷動物を生み出さない対応について理解をしていただくとともに、県が収容した負傷動物については、必要に応じて必要な治療を実施していきたいと考えております。

続いて、施策7についてご説明します。災害に関して、発生するまでと発生してからについて分けて書かせていただきました。発生するまでのところで、平成20年に、県内の動物愛護団体、獣医師会様と災害時の動物救護に関する協定を結びまして、災害時に何かあったときは対応するという基盤を作っておりました。

災害が発生してからは更にその取り組みを進めまして、災害発生時の動物救護マニュアルを作成していたところでした。これについては、昨年9月の「動物の愛護を考えるシンポジウム」でも災害時の同行避難や必要な準備、県でもこういう取り組みをしているというのをご紹介させていただいたところでした。

課題につきまして、44ページになります。災害時にこの協定などの動物救護対策がその力を発揮できるよう、最新の知見等があればマニュアル等に入れて、動ける体制を普段から作っていく必要があると考えています。現在話が出ておりますが避難所、仮設住宅、災害公営住宅まで、動物を飼養したいという飼い主さんが動物をそこで飼えるような取り組みをこちらでも支援していく必要があると考えております。こちらについては後ほど資料を準備しておりますので、そちらで説明させていただきます。

それから、県が動くほか、災害の現場におきましては、市町村の方での避難所の運営が課題となってきます。実際に災害が起こった時に何をしていくんだということを市町村で考えていく必要があるのではないかと考えています。

取り組み方針としましては、災害発生時の体制について整備しておくほか、同行避難ができるような準備を普段からしておくということを周知する必要があると考えています。また、災害時の動物救護対策について、市町村の地域防災計画の中に入れていただけるように、少なくとも考えておかないとなかなか対応できない部分も多くあると思います。今回の東日本大震災津波でのそのような事例も多くありましたので、こういったことを普段から考えていただけるような形で助言、働きかけをしていきたいと考えております。視点3は以上です。

佐藤れえ子委員 この件に関しましてご意見はいかがでしょうか。

戸澤委員 県と協定を締結していることに関して、これは市町村や消防の現場の人たちは、県と私たち「わん'S倶楽部」がこういう協定を結んでいるということは知らないですよね。平日だったらまだ保健所や市役所さんがあるののうちの方へ連絡が来たりするけれど、週末、現場で活動している人たちが、「わん'S倶楽部」がどういう団体で何をするかというのを知らないで、結局連絡が遅れるというのが結構あって。県とこういう協定を結んでいるんだよというのをちらっと話したときに、えっという顔をされて。「知らないんだ」、という感じだったので、それを消防だとか市役所様の方に、協定を結んでいる団体はあなたのところではこういうところがありますよ、というのを知らせておいてくれると、もう少しスムーズにいくかなと思ったので、もう少し周知していただければと思います。

佐藤れえ子委員 ありがとうございます。極めて大事な点だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

下机委員 返還と譲渡の数字ということで、資料の13ページに返還の目標というところで、返還率や引取り頭数というものがあるのがあって、例えば、平成24年度の犬の返還率は50.9%で捕獲頭数は332頭で返還頭数は169頭です。この返還の169頭というのは、単純に捕獲した332頭のうち飼い主のもとへ戻ったのは169頭で、残りの100数十頭の中から、例えば平成24年度だと119頭が譲渡されたということでしょうか。私たちが思うのは、逆に言えば、助けることができた、処分されないで済んだ動物の比率は、返還した頭数を含めると、返還率の50.9%よりも、もっと多かったということですよ。数字がわかりにくいといひますか。目標は国の指針でそこにおくからこの数字なんですよ。15ページの表ですけれども、国が返還率を何%と決めているからそうなるんですよ。

岩井食の安全安心課長 15ページの表は、現行の計画のものです。

下机委員 国も県も含めて私たちが目標としているのが、18年度から見て捕獲した犬、迷子になった犬の半分は返しませうという目標に従っていて、24年度は50.9%なんですよ。捕獲したものが332頭で、返還されたのが169頭、これだけ飼い主のもとへ帰っているんですよ。そのほかに、169を引いた残り163匹

のうちの119匹は譲渡にいつてるんですよね。すると実際に殺処分された数というのは、50匹くらいしかないということなんですか。

阿部主任 殺処分された数字になりますと、捕獲以外にも。

下机委員 持ち込みがある。

阿部主任 はい、飼い主からの引取りがありますので。

下机委員 私たちが思いますのが、捕獲だろうが持ち込みだろうが、犬は犬、生きているものは生きているもの、ともに幸せに暮らしたいということがあるので、もっと引取りと迷子の捕獲と合わせてこのくらい、そのうち譲渡はいくらと、分かりやすく表してくれると、「頑張ろうか」、という気になる。こういうのをみて楽しいのは、頑張れるというのは、こんなに前進しているというのがわかるからだと思うんです。単純なんです。

佐藤れえ子委員 ぜひそういうことでご検討いただければ。

下机委員 119頭というのは、引取りと、迷子で戻れなかったものを合わせたものうちから、譲渡されたものの頭数ということですね。

それと、どこかで言うて欲しいといわれたのでここで言いますが、私たちのところもみんなそうなのですが、こういう動物を保護している環境の中で、途中で動物が亡くなることあるんです、いっぱい。保健所内で死んでしまう動物も多いと私は計算していました。というのは、そういう数字はどこに現れるんですかと聞かれまして、一関の事例もありましたし、それは大変なことだったんだけど、その数の問題もあったのではないかと思います。奥州でも一関でも、寒いせいかわのせいかわ、抑留中に犬が何匹か死んでいるんです。やっぱりそれはあり得ると思うので、どこかにその数字がないとかえって不信感が出るのではないかと思います。それはいろいろなことがあって亡くなるのは仕方がないことですので。数字の中にみられませんので。子猫なんかは本当に死ぬんですよ。殺処分したのと同じ数字にいたらいいと思われるかもしれませんが、それは別なんです。子猫までは難しいかもしれませんが。ホームページアップしていて、亡くなっているのもあるんです。追跡していて、助けたいと思って見ている人が見ていれどどうしたんだということになりますので。

岩井食の安全安心課長 抑留中の死亡頭数については、今回の一関の事案を踏まえまして、きちんと把握するようにと、各保健所の方には指示をしております。

佐藤れえ子委員 その点どうぞよろしくお願ひします。最後に一つ意見なんですけれど、災害の関係でなんですが、どこの県もそうなのですが、放射線災害に対するマニュアルがない、それを岩手県でも検討していない。全国で唯一、愛媛県獣医師会の開業獣医師会、県の獣医師会とは違う組織なんですけれども。そこが作った放射線災害の時の動物救護マニュアルというのがあります。今回の計画に盛り込むというのは絶対に無理なのですが、今後はこういうことも考えると無関係ではないかなと。福島からも動物は移動しますし、考えていかなければならない課題なのではないかと思ひます。

下机委員 すごく素晴らしいことをやっている保健所があるので紹介させていただきます。保健所が保護した動物をホームページでアップして、こんな子が迷子になってます、と紹介しているのがあります。宮古と県央と盛岡と、最初は宮古が始めたんですが、例えば私が「迷子の犬を保護しています」となった場合、一般の方で、その届けを保健所に出すわけです。それも個人宅で預かっているということで。写真も日付も添えて預かっていますということで。そうすると、保健所の捕獲数には入らないかもしれないけれど、その犬は保健所の抑留期間に関係なくその方が頑張つて預かってくださつて、飼い主のところへ帰れたりするんです。やってほしいな、と話をしたら宮古から始まって、今、広がつてきているんです。そうすると、行政も楽だと思ひます。個人の方が協力してくださるといふことでね。すごくいいと思ひます。

佐藤れえ子委員 それではこの二つ、よろしいでしょうか。では、次に進めていただきます。

施策8 動物取扱業に対する措置の徹底

施策9 人材の育成

施策10 動物愛護管理業務を推進する組織体制の充実

阿部主任 それでは視点4、5の二つを合わせて説明させていただきます。

施策8としまして動物取扱業に対する指導の徹底ということがございます。取扱業者は、動物の取り扱いの専門家ということで、動物の愛護管理に関する考え方、動物の飼養や取り扱いについて、一般県民の模範となるということが目指す姿だと思えます。法律が変わりまして、第二種取扱業者の届出が必要となりました。こちらは、現在3つの事業者から届出をいただいております。それから、動物取扱責任者に対しまして、県が講習を年1回企画して責任者の方に受講いただくというのが義務付けられておりまして、必ず事業所におかれております責任者の方に受講をしていただいております。

課題としましては、動物愛護法の改正によりまして、動物取扱業者の方が飼養する動物についても終生飼養の考え方が導入されております。この考え方を広く周知、指導していく必要があると考えております。第二種取扱業者の届出についても新しい制度ですので、周知に努めていきたいと考えております。動物取扱責任者に対する研修も適切に行われるよう対応したうえで、事業者が適切に事業を行っていただくということが必要であると考えています。

具体的な取り組みの方向としましては、今回の法改正により、犬猫を取り扱う事業者は犬猫等健康安全計画を策定することが必要となりました。犬猫が終生適正に飼養されるよう、指導を行っていききたいと考えております。第二種取扱業の届出についても、新しい法改正の内容ということで、周知してきたいと考えております。動物取扱責任者研修ですが、地域でバランスよく行われるようにしていきたいと考えております。県によりましては、県内1か所、2か所、というところもございますが、岩手県においては県土が広いということもありまして。広域振興局単位で少なくとも年1回は開催するというところで、受講機会を拡大していきたいと考えております。

施策9は人材の育成になります。県の職員の人材育成と、動物愛護推進ボランティア、動物愛護推進協議会の運営も含みまして、広い意味での人材育成を念頭に置いた施策になっております。このように、動物愛護推進ボランティアの方を委嘱しまして、協議会でご意見をいただいております。また、もう一つの視点としまして、動物愛護団体や県と連携して活動いただいている団体の皆様、そういった輪を大きくしていこうということのをこれからの課題として考えております。それから、動物愛護担当職員の資質向上につきましては、一関保健所での不適切な事例もありましたので、その再発防止の観点からも、定期的に研修を行う等、施策を推進していきたいと考えております。

具体的な取り組み方針としましては、推進ボランティアに対しましては、これまで同様、年1回の研修を引き続き開催していくとともに、ボランティアの委嘱の規模、配置人数については必要に応じて見直しを行っていくことを考えています。また、動物愛護推進協議会につきましても、これまで同様に年2回の開催で運営していきます。また、新たに保健所と一緒に活動できる動物愛護団体等の育成に努めていきたいと考えております。担当職員の資質向上としましては、研修会の開催。それから、統一的な業務を実施するマニュアルの導入を図っていききたいと考えています。

最後の施策10は組織体制の充実になります。県内では10か所にある保健所が動物愛護施策を行っているところです。動物愛護センターなどの拠点施設が必要だという意見もございます。これは将来的な課題として引き続き検討していきたいと考えているところです。

佐藤れえ子委員 ちょっと多いんですけれども、視点4につきましては、事業者の村上さんにもお越しいただいておりますので、ご意見等ございましたら。

村上委員 事業者を集めての研修会をやっていただいておりますが、事業者にとって非常にためになっているのではないかと感謝しております。

佐藤れえ子委員 ありがとうございます。

小向総括課長 逆に村上さんにお聞きしたいのは、今回、ここに書いてあるのは行政側の指導の徹底のような部分で書いてあるのですが、一步進んで、逆に優良な取扱業者さんということで、動物愛護の精神の発信源というか、そういうものを発信していただいたり啓発していただいたり、あるいは、適正な飼養の仕方の指導を啓発していただくとか、あるいは、新しい飼い主になった方の相談役になっていただくとか、一步踏み込んだ形で動物取扱業者さんを推進の主体として考えていく部分もあるのかと考えているのですが、その点はいかがですか。

村上委員 私は販売の段階で説明しておりまして、動物をお渡しする段階で理解していただいていると思っ
てはいるのですけれども、100%はないですけれども。例えば、2か月くらいの動物を売った場合、一応説明するだけでも環境が変わるしということなどで、あまりないのですが、周知したつもりで渡してもどう
してもそういった問題は出てきます。

小向総括課長 例えば、マイクロチップの話もでておりますが、動物をお渡しになるときに、マイクロチ
ップというものがあって、いくらか料金はかかりますけれど、これを着ければ大切なものとして行方不明にな
った時も大丈夫ですよとか、この計画に沿った形で推進の一つの主体となってほしいなど。

村上委員 そういう意味では、マイクロチップはあまりまだ勧めていないんです。ただ、海外に出かける方
にはマイクロチップがないとだめですよ。

三浦主任主査 だめです。

村上委員 あまり普及していないので、あまり強力に勧めてもというのがありますので、ほどほどにしてい
ます。

岩井食の安全安心課長 鑑札とか注射済票とかを必ず着けてくださいというようなことは。

村上委員 それは口頭で説明して、あとはパンフレットのようなものを作ってお渡ししています。ただ、ペ
ットフード協会が算出した数字のようだけれども、室内でお飼いになっている人というのは、相当登録や注
射が漏れているのもあるのではないかと考えております。仮に10頭いるとね、半分くらいで、という人もあ
るようだし。

岩井食の安全安心課長 我々としても、動物取扱責任者研修等を通じてそういった協力をぜひお願いしたい
というのは発信していきたいと思っておりますので、ぜひご協力をいただければと思います。

佐藤れえ子委員 ではそのようによろしくお願いします。次の、施策9の人材の育成はいかがでしょう。

下机委員 保健所では、非常勤の人たちが一定の役割を担っているのは皆さんもご存知ですよ。保健所と
いうのは食堂関係のものからいろんな業務があつてね、その中で動物の部分というのは一番手がかかるだろ
うし、一番大変な部分。ただ相当数の犬や猫が来る中で、非常勤の人が主な対応になっているという部分で
は、その人たちの身分保障といいますか、さっきここに研修についての説明の中で、非常勤の方も含めてと
いうことはすごいありがたいなと思うし、やはり、これは知事に言うことかもしれないけれど、保障の問題
というか、時給の問題も含めて、私が聞き取りをしたんですが、本当に低いんです。大変な仕事の割には。
別に高いから自覚が湧くということでないにしても、そういうのも含めて必要な人材を正規のところ
に置くというのを働きかけなければいけないのかなと思っていました。それなので、一步前進でこの研修
とかもやってくさるというのはすごくいいのですが、どこかで本当に辛いところになっている方がい
っぱいいるのはどうなのかなと思います。

佐藤れえ子委員 その点どうぞよろしく申し上げます。10 番目になりますが、何かございますでしょうか。まだまだご意見もあるかと思えますけれど、次に行かせていただきたいと思えます。

●第4 計画の推進指標

●第5 計画の推進

阿部主任 計画の推進指標、計画の推進、最後まで説明させていただきたいと思えます。各視点ごとに10の指標を設定しております。

一つは、動物愛護普及啓発行事の開催ということで、引き続き各地域で年間一回以上やっという指標。それから、犬猫の引取り頭数に関しましては、環境省の基本指針に準じまして、平成16年度比75%まで減らそうということで設定しております。犬の捕獲頭数は、新たな指標ですが、平成24年度から30%減。最近では犬の減少にも伴って、減少率が緩やかになってきておりますが、30%減を考えております。それから、咬傷事故の件数。こちらも犬の捕獲頭数と同様に、現状から30%の減少までと考えているところで。特定動物の飼養者に対する指導につきましては、必ず年間2回の立入ということで、100%の指導率を目指したいと考えています。犬の返還率はもともと50%ということで設定してはいたしましたが、さらに目標を高めまして。平成35年度に60%を目指したいと考えております。動物取扱業者への立入調査実施率ということで、こちらは年1回立ち入ることとしておりますが、こちらを継続して100%の立入調査実施率を目指したいと考えております。動物愛護管理行政の推進体制ということで、動物愛護推進協議会は年間2回以上の開催で運営していきたいと考えております。引き続き皆様からご意見等いただければと考えております。動物愛護推進ボランティアの委嘱人数は、必要に応じて見直しということでしたが、増やすことを考えていて10年後を目途に10人増やすことを考えています。災害時の動物救護対策、現段階で現状把握が十分ではないのですが、地域防災計画の中に動物救護について記載がある市町村の数というのを県内で10年後に100%を目指して、助言等を行っていききたいと考えております。

最後に計画の推進ということになりますが、進捗状況につきましては、毎年度公表していきたいと考えております。計画は、関係者の共通認識のもと、進捗状況を踏まえまして施策を実施していきたいと考えております。そして計画の点検は、毎年2回行うこの協議会で点検を行いまして、5年目にあたる平成30年度を目途にその見直しを行っていききたいと考えています。

佐藤れえ子委員 それでは今までの説明と意見交換から、計画の推進指標について、ご意見等ございますでしょうか。計画の推進ということに関しましても、このように進めていくということによろしいでしょうか。

下机委員 これは国がこの項目でやりましょうというものですよね。県独自のものは入っていないんですね。

阿部主任 ほとんどが県独自のものです。国が指標にしたいとしておりますのが、引取り頭数75%減というものになります。

下机委員 そうであれば、猫の引取りとか、犬猫の引取りはあっても、このところに、全てに渡って生かすという目標があってはどうか。引取り捕獲を全て考慮した中で、7割は助けましょうとか、猫は5割とか、猫の5割は相当きついですよね。要するに不妊を進めたいんですよ。地域猫化をもっと進めて、猫嫌いの人というのは猫嫌いになる条件が毎日、日常的に猫嫌いになる条件が周りがあるので猫嫌いになるので、それを減らすには室内飼いというのを進めていかなければ大変ですよ。

岩井食の安全安心課長 生かす頭数というのは裏返すと処分される頭数を減らすということになるのですが、それについては、いろいろ検討したのですが、引取り頭数を減らす、捕獲頭数を減らす、逆に返還頭数を増やす、

下机委員 譲渡頭数を増やす。

岩井食の安全安心課長 そう、ということで、処分数は減らせる。裏返すと生かす動物を増やせる、ということでこういった指標としております。

下机委員 そういうことの説明があつてこうなんです。例えば、さっき盛岡がすごく頑張っている地域猫活動を全県的に広めます、というようなものがあればいいなと思っているのですが、どうなのでしょう。

伊勢委員 成功例について整理してもらったら取り組みやすいかもしれないですね。

下机委員 今、広がってきていますよね、地域猫活動。盛岡から広まってね。講演に行ったというのはどこに行ったんでしょうか。奥州でしょうか。他の自治体に講演に出かけているとここに書いていますよね。

阿部主任 この中にはないかもしれませんが、講演で講師を東京から呼んだというものはあります。

岩井食の安全安心課長 新宿区ですね。

下机委員 盛岡市もそのような講演をしても良いくらいかもしれませんね。

佐藤れえ子委員 この計画は10年単位の計画ということで、大原則的なものを書いているわけですから、なかなか具体的なものというものはないかもしれませんが、そういう意味では、まさにご説明いただいたものの中からこの数字が出てきたということなのですよ。

岩井食の安全安心課長 なかなか指標の設定というものは難しく、指標の数もかなり多くしました。自治体によっては指標が引取り数一つ、というところもございますし、多くても5つ6つというところもございますけれども、敢えて多く設定しまして、その数値目標をクリアできるように推進していくことで、こういう形を考えております。

佐藤れえ子委員 こういう形でいいのかなというまとめとなるかなと思うんですけども、せっかくこういう協議会の組織があるので、具体的なところは、いろいろとまた進めながらということになると思うんですけども。

下机委員 保健所では譲渡をすごく頑張っているところがいっぱいあるんです。ぜひ数字を出してあげたいくらい。奥州でも北上でも宮古でも。釜石なんかは本当に今頑張っていて、ほとんどこちらにはこないで自分たちのところで頑張っている。そういうのは自治体の人たちも含めて本当に励みになる。今回の指標にはなかったのですが、保健所ごとに、振興局ごとに保護数とか譲渡数とかを出した時に、やはり励みになると思うし、そういうものも共有してやればいかなと思います。県がそれをつかんでくれているというのは、みんなのやる気にもなるだろうし、こういう風な資料を出していただければと。

岩井食の安全安心課長 いつも年度当初の最初の一回目の協議会では、保健所ごとのデータもお示ししながらご説明しています。

下机委員 最初で説明のあった、協議会の「公開」というのは、そういうものも公開になるということですか。

小向総括課長 資料も全て公開します。マスコミの方も入り、その方にも資料は配られますし、ホームページにも資料は全部出ますので、どなたでも見られるような形になります。

佐藤れえ子委員 ホームページでモデル例としてそういった取り組みがあるのであればそれを紹介していただいたりするといいかもしれませんね。

下机委員 岩手は全国でも進んでいるという評価である。

佐藤れえ子委員 全国に誇れるようにアピールしていただければと思います。それでは、そろそろ閉めたいと思うのですけれども。

小向総括課長 ひとことだけ。どうもありがとうございます。大変お詫びしなければならないのは、資料が時間が始まる前にお配りしたとおり、ぎりぎりまでできませんでした。昨日の夜までかかって議論をして、今日の午前中も議論をして、その結果、資料ができない状況となったわけです。本来であれば1週間前には皆さんに資料をお渡しして読んできていただいてじっくり議論できればよかったです。そういうことができなかったこと、本当にお詫び申し上げます。次回からは、きちっと、なるべく早く郵送でも資料をお渡しして、議論しやすい体制を整えたいと思いますのでよろしくお願ひします。また、今日は貴重な意見をたくさんいただきました。また、なかなか全部読みきれなかった部分もあるかと思ひますので、先ほど阿部の方から申し上げたとおり、メールでもFAXでもあるいは電話でも結構ですので、意見があればいただければと思います。今日いただいた意見、あるいはこれからいただくような意見につきまして、必要な検討を踏まえまして、できれば今月中には案を固めて、2月には全県といひますか全国に向けてパブリックコメントを求めるといふ手続きを考えております。3月には、県議会の方に説明するといふ予定にしております。本当に今日はありがとうございました。

佐藤れえ子委員 それではこれで議長を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

4 その他

岩井食の安全安心課長 佐藤れえ子委員には本当にありがとうございました。それではその他といたしまして、事務局の方から2点ほど、情報提供させていただきたいと思ひます。阿部の方から説明させていただきます。

阿部主任 まず参考資料を見ていただいてもよろしいでしょうか。ページ数は39ページになります。資料5になります。こちらは災害時の動物救護のところでは触れさせていただきましたが、災害公営住宅におけるペットの飼養についてといふことで、今年度、平成25年8月14日に、当課から災害公営住宅を設置する市町村にあてて出させていただいた通知の写しになります。こちらの趣旨ですが、引き続き災害公営住宅でペットの飼養が可能となりますように、県としても、適正な飼ひ方について指導していくので、飼ひ方のルール作りについて何かあればご相談に応じます、どうぞご相談してください、といふものです。この通知を踏まえまして、釜石市については新聞にも載っておりますけれども、資料は43ページになります。釜石市では、現在方針を考えているといふことで、資料の場所は上から3段目といへばよろしいでしょうか。『一方、釜石市は、飼育を隣人への「迷惑行為」とみなしていたが、住民の強い要望を受け方針を転換。昨年12月に飼育要綱案をまとめ、入居を認める事にした。市の担当者は「ペットが飼ひ主の心の支えの一助となると気付かされた」と話す。』といふことなのですが、こういった相談も釜石保健所の方で受けて、こうした方がいいといふような話がされていたところ。こういう取り組みを通じて、避難所、応急仮設住宅、災害公営住宅、動物と人が一緒に生活できるような取り組みを進めていきたいと考えているところです。

もう一つ、資料は45ページになります。こちらは報道発表した資料になりますが、今年度の9月8日、ここ教育会館で「動物の愛護を考えるシンポジウム」を開催いたしました。主催は県といふことでしたが、共催といふことで、この動物愛護推進協議会の皆様のお力添えをいただきました。実際のシンポジウムは9月8日でしたけれども、その後に開催しましたパネル展では各団体様にパネルを作成していただきまして、特におっぼの会様などには多くのボランティアの方を受付等に配置していただきました。当日の会場には350人、パネル展にはおよそ150の方が来場されて、各ボランティア団体様の活動に触れていただき、動物愛護について考えていただき、とてもいいシンポジウムだったのではないかとのご意見も頂きました。このアンケートの結果につきましては、47ページの資料6にアンケートのまとめを、また、生の声をまとめています。県としてもこういった多くの方の声を反映させて計画を推進していきたいと考えているところです。資料が込み入っておりますので、後でじっくりお読みいただければと思います。

岩井食の安全安心課長 災害公営住宅の関係で少し捕捉させていただきます。今年度の1回目の協議会でも災害公営住宅についてご意見が出ていまして、県としても災害公営住宅を設置する市町村、それから災害公営住宅には市町村が設置するものと県が設置するものがございます、当課から県庁の建築住宅課にも災害公営住宅でペットが飼えるような配慮をぜひ、ということで申し入れを行っております。また、獣医師会も独自に県と市町村に要請書を送っております。そういうことで、県、市町村で災害公営住宅でのペットの飼養について検討がされているところでございます。

下机委員 拘束力はないんですよね。こうなさいというものはね。資料の新聞記事の陸前高田のような事例に対しては個別に交渉しなさいということなのですか。陸前高田の人が。

岩井食の安全安心課長 市町村の判断になります。

下机委員 県としてはここで終わり。

岩井食の安全安心課長 あとは市町村でそういった公営住宅でのペット飼養を認める場合のルール作りについては、保健所を通じて支援していくことになります。

下机委員 県として一定の予算を出すような災害公営住宅について、拘束力のあるような指導ができないものかと思うのですが。何をもってペット不可とするのか。担当者のところで結構違うんですよね。毎日新聞を見て、びっくりしたんだと思うんですけど、当時は、今飼っている動物についてはまずいいみたい、あまり荒立てない方がいいみたい、内々では大丈夫だからみたいなお話をここでもされましたよね。結果として新聞でこのように新聞で報道されると、高田で今飼っている人たちは。逆に、今飼っていればいいんだということで新たに飼った人さえ現れている。入居までにいけばいいんだということで。震災時にありましたよね。そういうことも誤解を生むきっかけになるので、そして結果的に飼えなくなったとき、入居はあきらめるか動物をすてるかでしょ。本当は違うよね。混乱というか。

岩井食の安全安心課長 強制というのはなかなか難しいですけども、いろいろ機会をとらえて市町村に働きかけていきたいと思っています。

5 閉会

岩井食の安全安心課長 それでは、長時間にわたり多くのご意見ご提言をいただきありがとうございました。以上をもちまして平成25年度第2回岩手県動物愛護推進協議会を終了させていただきます。なお、先ほど総括課長の小向から話がありましたけれども、この素案についてご意見ございましたらどういった形でも結構ですので、お寄せいただければと思います。それでは今日は本当にご協力ありがとうございました。以上をもちまして終了いたします。